

# 特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ（以下、「本法人」という）の定款第19条に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して必要な事項を定める。

### (役員報酬)

第2条 本法人の役員に対して、役員総数の3分の1以下の範囲で、総会が決議した役員報酬を支給することができる。

### (役員報酬の支給方法)

第3条 役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払う。

- 2 法令等に基づき控除すべき金額がある時は、その金額を控除して支払う。
- 3 役員が銀行口座への振込を申し出た時は、その方法によって支払う。
- 4 役員報酬の計算期間は、当月1日から当月末日までとする。
- 5 毎月25日に、前月分の役員報酬を支払う。25日が休日にあたる時は、前営業日に繰り上げて支払う。

### (費用弁償)

第4条 本法人の役員に対して、その職務を執行するために負担した旅費交通費等の費用を弁償することができる。

### (費用弁償の方法)

第5条 費用弁償は、その金額を通貨で直接役員に支払う。

- 2 役員が銀行口座への振込を申し出た時は、その方法によって支払う。
- 3 役員が費用弁償の請求をする時は、費用負担を確認できる領収書等の書面を添えなければならない。
- 4 役員から費用弁償の請求があった時は、その日より遅滞なく支払う。

### (改廃)

第6条 この規程の変更および改廃は、総会の決議により行う。

### (補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規程は平成 28 年 6 月 27 日から施行する。  
この規程は平成 29 年 6 月 17 日から施行する。

# 賃 金 規 程

特定非営利活動法人

勉強レストランそうなんだ！！

令和4年2月1日

特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ

## 賃 金 規 程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ(以下、「法人」という)就業規則第57条に基づき、職員に対する賃金の決定、計算及び支払の方法、締切及び支払の時期ならびに昇降給に関する事項等を定め、賃金制度の明確化と合理的な運営を図ることを目的とする。

(賃金決定の原則)

第2条 職員の賃金は、次の点等を考慮して決定する。

- ① 職務の重要度・困難度・責任度
- ② 職員の年齢・経験・能力
- ③ 職員の勤務成績・勤務態度

2 介護職等に従事する契約で雇用する職員については、別表1「キャリアパスシート」に基づき基本給を決定する。

3 介護職等に従事する契約で雇用する職員については、別表1「キャリアパスシート」に基づき昇給額を決定する。

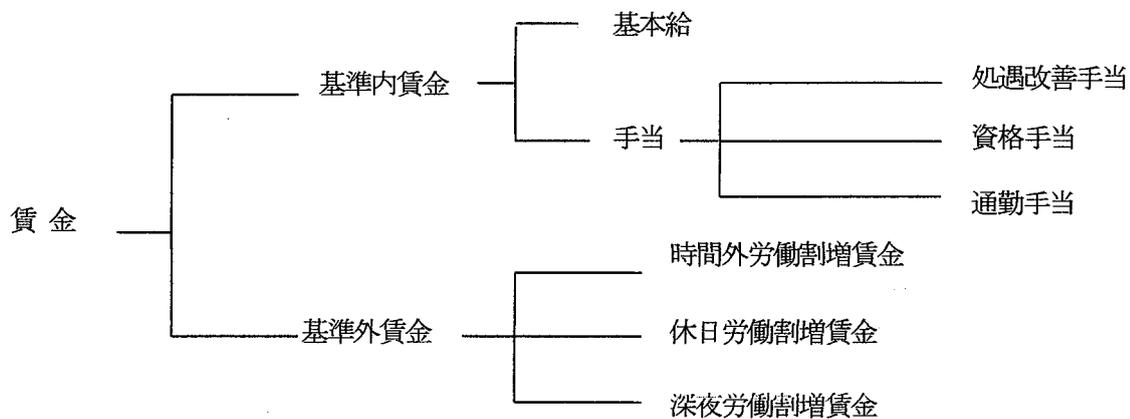
(適用範囲)

第3条 就業規則第2条に定める正規職員に適用する。ただし、就業規則第54条第1項に該当するものは、第18条(時間外勤務手当)及び第19条(休日勤務手当)の適用を除外する。

2 契約職員・パートタイマーその他の非常勤職員については別に定める。

(賃金の種類)

第4条 この規程に定める賃金の構成は、次のとおりとする。



(支払方法)

第5条 賃金は、全額を通貨によって直接本人に支払う。ただし、本人の申し出があれば本人指定の預金口座へ振り込むことによって支払う。

(賃金からの控除)

第6条 賃金支払いの際には、次に掲げるものを控除する。

(1) 法令で定められたもの

- ① 所得税
- ② 住民税
- ③ 雇用保険被保険者負担分
- ④ 社会保険被保険者負担分
- ⑤ 介護保険料

(2) 職員の過半数を代表するものと書面により協定されたもの

- ① 法人貸付金の返済分
- ② 法人立替金の返済分
- ③ 賃金過払い分
- ④ その他

(3) 本人から書面により控除を依頼されたもの

## 第2章 賃 金

### 第1節 総 則

(計算期間)

第7条 賃金の計算期間は、当月1日から当月末日までとする。

(支払日等)

第8条 賃金の支払日は、翌月25日とする。ただし、当日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日に繰り上げて支払うものとする。

2 計算期間の途中で採用され、または退職、休職、復職した場合は当該計算期間の所定労働

日数を基準に日割り計算して支払う。

- 3 欠勤、遅刻、早退した場合は、月平均所定労働日数・労働時間を基準に日割り・時間割計算し、不就労日数・時間分を控除して支払う。

(休職中の賃金)

第9条 職員が就業規則第20条に定める休職を命せられた場合、休職期間中の賃金は支給しない。

(年次有給休暇中の賃金)

第10条 職員が就業規則第47条に定める年次有給休暇を取得した場合、所定労働時間を勤務したものと、賃金の減額は行わない。

(休業中の賃金)

第11条 法人の責めに帰すべき事由により職員を休業させた場合の賃金の額は、民法536条2項の適用を排除し、平均賃金の100分の60とする。

(退職時の支払)

第12条 職員が定年または死亡により退職した場合において、本人または権利者から賃金の支払い請求があったときは、第8条の規程にかかわらず、7日以内に既往の労働に対する賃金を支払う。

## 第2節 基本給

(基本給)

第13条 基本給は月額をもって定め、第2条各号に定める事項等を考慮して各人別に決定する。

(賃金改定)

第14条 賃金改定(昇給・降給)は法人の業績等をも勘案して原則として毎年4月に行う。ただし、特別に必要な場合は、臨時に賃金改定を行うことがある。

- 2 賃金改定は、能力、勤務成績、成果、勤務態度等を人事考課により査定し、その結果をもって基本給について行う。
- 3 在籍1年未満のもの(中途入社者)の賃金改定は、各人の年齢・経験・能力等を考慮して決定する。

## 第3節 手当

(職能手当)

第15条 職能手当は、次の職務に就く者に対し支給する。

管理者	月額	30,000円～
児童発達管理責任者	月額	20,000円～
児童指導員	月額	10,000円～

(資格手当)

第16条 資格手当は、次の資格を持ち、その職務に就く者に対し支給する。

教員免許、保育士、看護師	月額	10,000円～
音楽療法士	月額	10,000円～

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士

月額 10,000 円～

2. 法人は、上記資格を持つ介護職員の希望に基づき、その職務に就かせることを基本とする

(職務手当)

第 17 条 職務手当は、支給が妥当とみられる場合に支給することがある。

(処遇改善手当)

第 18 条 処遇改善手当は、次の資格を持ち、その職務に就く者に対し支給する。

指導員（正規職員、有期契約職員） 月額 10,000 円～

指導員（パートタイマー） 時給 100 円～

2. 法人は、上記資格を持つ介護職員の希望に基づき、その職務に就かせることを基本とする

(新処遇改善手当)

第 19 条 新処遇改善手当は、厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下、同条内において「交付金」という。）に基づき、その受給見込額の範囲内において法人が定める額を対象者に対し毎月支給する。ただし、初回の支給は、令和 4 年 5 月 25 日とする。

- 2 各人へ支給する金額については、交付金・補助金の受給見込額によって増減することがある。  
3 新処遇改善手当の支給期間は、現行の処遇改善加算の賃金改善実施期間と同様とする。  
4 新処遇改善手当は、厚生労働省が定める交付金の制度が終了すると同時に廃止するものとする。ただし、制度終了後に交付金が新たな処遇改善加算制度として引き継がれた場合は、廃止しないものとする。  
5 前項但し書きにある、新たな処遇改善加算制度が終了した場合は、同時に廃止するものとする。

(通勤手当)

第 20 条 通勤手当は、通勤のため常に公共交通機関を利用する職員に対し、1 月につき 1 万 5 千円を限度として実費を支給する。ただし片道 2 キロ以内の場合は支給しない。3 カ月分単位で定期代としてまとめて支給する。

- 2 実費の支給は、最も簡便な公共交通機関を使用するものと法人が認めた場合について行う。

(時間外勤務手当)

第 21 条 就業規則第 38 条により、1 日実働 8 時間又は 1 週実働 40 時間を超えて労働した場合には、時間外勤務手当を支給する。

- 2 前項の時間外手当は、次のイの計算方法により算出した割増賃金額に原則としてロの計算方法により算出した時間給分を加算した額を支給する。

イ 割増賃金

$(\text{基本給} + \text{職能手当} + \text{資格手当} + \text{職務手当} + \text{処遇改善手当}) \div (\text{月平均所定労働時間}) \times 0.25$   
× 時間数

ロ 時間給分

$(\text{基本給} + \text{職能手当} + \text{資格手当} + \text{職務手当} + \text{処遇改善手当}) \div (\text{月平均所定労働時間}) \times 1 \times$   
時間数

(休日勤務手当)

第22条 就業規則第38条により休日に労働した場合には、休日勤務手当を支給する。なお、就業規則第40条により振替休日が与えられた場合、休日労働にあらず、本規程に定める休日勤務手当は支給しない。

2 前項の休日勤務手当は、次の各号のとおり計算した額を支給する。

① 休日労働が、法定休日（4週4日の休日）である場合

次のイの計算方法により算出した割増賃金額に原則としてロの計算方法により算出した時間給分を加算した額

イ 割増賃金

$(\text{基本給} + \text{職能手当} + \text{資格手当} + \text{職務手当} + \text{処遇改善手当}) \div (\text{月平均所定労働時間}) \times 0.35 \times \text{時間数}$

ロ 時間給分

$(\text{基本給} + \text{職能手当} + \text{資格手当} + \text{職務手当} + \text{処遇改善手当}) \div (\text{月平均所定労働時間}) \times 1 \times \text{時間数}$

② 休日労働が法定休日（4週4日の休日）以外の休日である場合

イ 前条の時間外労働に該当しない場合

次の計算方法により算出した時間給分のみ支給する。

$(\text{基本給} + \text{職能手当} + \text{資格手当} + \text{職務手当} + \text{処遇改善手当}) \div (\text{月平均所定労働時間}) \times 1 \times \text{時間数}$

ロ 前条の時間外労働に該当する場合

次の（イ）の計算方法により算出した割増賃金額に原則として（ロ）の計算方法により算出した時間給分を加算した額

（イ）割増賃金

$(\text{基本給} + \text{職能手当} + \text{資格手当} + \text{職務手当} + \text{処遇改善手当}) \div (\text{月平均所定労働時間}) \times 0.25 \times \text{時間数}$

（ロ）時間給分

$(\text{基本給} + \text{職能手当} + \text{資格手当} + \text{職務手当} + \text{処遇改善手当}) \div (\text{月平均所定労働時間}) \times 1 \times \text{時間数}$

3 就業規則第41条に基づき代休が付与された場合の休日労働については、時間給分は支給せず、次の計算方法により算出した割増賃金分のみを支払う。

① 法定休日の場合

$(\text{基本給} + \text{職能手当} + \text{資格手当} + \text{職務手当} + \text{処遇改善手当}) \div (\text{月平均所定労働時間}) \times 0.35 \times \text{時間数}$

② 法定休日以外の休日で第17条の時間外労働に該当する場合

$(\text{基本給} + \text{職能手当} + \text{資格手当} + \text{職務手当} + \text{処遇改善手当}) \div (\text{月平均所定労働時間}) \times 0.25 \times \text{時間数}$

(深夜勤務手当)

第23条 午後10時から午前5時までの深夜時間帯に労働させた場合には、深夜勤務手当を支給する。

2. 前項の深夜勤務手当は、次のとおり計算した額を支給する。

$(\text{基本給} + \text{職能手当} + \text{資格手当} + \text{職務手当} + \text{処遇改善手当}) \div (\text{月平均所定労働時間}) \times 0.25 \times \text{時間数}$

### 第3章 賞与

(処遇改善賞与)

第24条 処遇改善賞与として原則50,000円を支給する。  
ただし、法人の業績・内容等を勘案し額を変更する場合がある。

(支給時期)

第25条 処遇改善賞与は原則年1回3月に支給する。

(支給対象期間)

第26条 処遇改善賞与の支給対象期間は前年4月1日から当年3月31日とする。

(支給対象者)

第27条 賞与は、前条で定める支給対象期間にすべて在籍し、かつ支給日に在籍する職員に支給する。

(不正受給の返還)

第28条 職員は本規程に定める額を不正に受給した場合は、法人は不正受給額の全額について返還を求めることができる。

(附則)

この賃金規程は平成26年4月1日から実施する。  
この賃金規程は平成27年8月1日から改定する。  
この賃金規定は平成29年4月1日から改定する。  
この賃金規程は平成29年5月20日から改定する。  
この賃金規程は平成30年1月31日から改定する。  
この賃金規程は令和1年5月1日から改定する。  
この賃金規定は令和4年2月1日より改定し施行する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 勉強レストランそうなんだ	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3 月31日
-----	---------------------------	------	------------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	102,000 円
賛助会員受取会費	121,000 円
受取寄付金	140,000 円
指導料収益	196,000 円
通所給付収益	23,154,506 円
利用者負担金収益	1,801,270 円
行事参加会費収益	0 円
受取利息	31 円
受取助成金	1,150,000 円
受取補助金	376,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	27,040,807 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金額
日本政策金融公庫	490,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	490,000 円

## (3) その他

なし





3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
-----	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与 の 区 分	支給期間等	支給金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	2,120,000
			給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	1,590,000
			給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	102,060
			給与	令和4年4月1日～ 8月31日	351,265
			給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	468,120
			給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	[Redacted]

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
6人	5,615,719円



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		レ

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	令和4年4月1日～令和5年3月31日	6人	2人	33.3%	0人	0%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	0%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ						

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次業)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input type="checkbox"/> いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input type="checkbox"/> はい いいえ	はい <input type="checkbox"/> いいえ					

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 勉強レストランそうなんだ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		6人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳												
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							申請時	就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖			
福喜多 明子		理事		○								H17.12.6 就任
松崎 とき子		監事		○								H23.6.1 理事就任 R4.12.3 理事退任し、 監事就任
福喜多 孝		理事		○								H19.6.1 就任
浦田 和治		理事		○								H19.6.1 就任
土屋 陽子		理事		○								H21.6.1 就任
杉原 芳伸		理事		○								H27.6.1 監事就任 H29.6.17 監事退任し、 理事就任
戸佐 淑子		理事		○								R3.6.17 就任 R4.8.31 退任
戸佐 政和		監事		○								H29.6.17 就任 R4.7.31 退任

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	週1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	週1回	7年
金銭出納帳	手書装丁帳簿	都度	7年
給与台帳	給与計算ソフト(freee)使用 ルーズリーフ	月1回	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input checked="" type="checkbox"/>
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分には違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(註1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(註2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		レ
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ